

第34回

関市私の主張大会

「第34回関市私の主張大会」を、2月3日、市役所で開催しました。これは市内の中学2年生が、学校生活や日常の体験をもとに自分の考え方や生き方、将来の目標などについて意見を発表するものです。

発表後、同大会の生徒運営委員長から、「笑顔あふれる気持ちのよいあいさつをすれば、信頼が築かれ、いじめをなくせる。相手の顔を見て笑顔であいさつをしよう」という提言がなされました。ここに、各発表者の主張の要旨を紹介します。（敬称略・発表順）

◆照会先 学校教育課 電話 23—8126

一人一人違って

あたりまえ

桜ヶ丘中学校

吉田 真菜

誰でも「苦手」をもっていきます。ただ、その付き合い方に違いがあるだけです。

合唱祭の取組で、向かう気持ち仲間と違うことに悩んでいました。「合唱が『苦手』な子もいる。それは一人一人が違ってあたりまえだから。」という母の言葉で仲間の違いを受け止める大切さを実感しました。誰もが安心して過ごす社会をつくるために、そんな意識をもって自分から接していきます。

努力は無駄じゃない

下有知中学校

中島 百花

私は中学生になってからバレーを始め、今はキャプテンをしています。最初は練習が嫌いで、楽をすることを考えていました。しかし、バレーを続けることを通して、努力しないと結果がついてこないこと、コツコツと地道に取り組むことは無駄ではないことを実感しました。これから、チームが強くなるように努力することを続けたいです。

祖母からもらった夢

旭ヶ丘中学校

江口 奈那

いつも明るく、やさしい祖母の影響で、保育士になりたいという夢をもちました。今は認知症のため、私の話に聴いてくれないけれど、祖母に伝えます。

「私に、保育士という夢をくれてありがとうね。まだまだ、おばあちゃんには、かなわんけど、負けんように頑張るから。一日でも長生きして、私の夢の続きを見守ってよ。」

本物の優しさ

武儀中学校

加藤 夏帆

私は、今回の職場体験を通して、今の自分に必要なのは、思いを行動に示す勇氣と強い意思だと気づかされました。相手の気持ちを考えているだけでは何も変わらないう。だから「行動する」。「相手を大切にすることを意思」を笑顔で示していた職場体験先の店員さんのように、私もそんな行動ができる人間になりたいし、そんな行動ができるクラスにしたいです。

前を向く

小金田中学校

大洞 恭

試合のメンバーから外れ、練習にも身が入らなくなってしまう僕でしたが、たった一度の敗戦で悩み、苦しんでいたN先輩の、勝利への強い思いに触れて、努力を忘れ、困難から逃げていた自分自身の姿勢を振り返ることができました。

願いを明確にもって、ひたむきに努力し続ける姿勢を大切にして、前を向いて生きていきたいです。

私が見つけた楽しさ

武芸川中学校 藤井 美月

中学校に入学して、体育大会などの行事や日常生活を通して全員で一つのことに取り組み楽しさを知った。学級のために涙を流すリーダー達の姿を見て、全力で取り組むことの大切さを知り、自分も変わっていった。今は学年委員長として全力で活動している。今後は全校に「全員」「全力」の楽しさを広めることが夢である。

動物の命を守るために

富野中学校 大野 ひかる

私には「動物の保護施設で働きたい」という夢があります。捨てられて殺処分される動物を助けたいからです。二年生の職場体験で、動物愛護センターへ行きました。犬や猫の飼い主が見つかるように、諦めずに『努力』を続けてみえる職員の方の姿に心を打たれました。動物を守る自分になるために、少しのことで諦めず、『努力』していきます。

一声かける勇氣

洞戸中学校 野村 奏人

僕がこの二年間で学んだことは、自分だけで無理するのではなく、一声かける勇氣の大切さです。一年生の時の僕は、一人で必死に頑張っていたも学級の姿が高まらず悩んでいました。そんな僕を友達は快く助けてくれ、効果もあがりました。この経験を生かし、困って悩んでいる仲間にも、少しでも勇氣を与える言葉をかけることが、今の僕の目標です。

母の大切さ

緑ヶ丘中学校 高橋 愛菜

私の母は、勉強をしなかつたり部屋が散らかつたりしていると、がみがみ怒る。しかし、悩んでいる私に気付き、優しく手を差し伸べてくれたり、毎日私たちのために、当たり前のように家事をしてくれたりしている母の存在の大きさに気付くことができました。母親に対して感謝の気持ちを抱き、これからは、母の思いを大切に生きていこうと考えている。

笑顔のために

板取中学校 野村 耀子

介護福祉士である母の仕事に興味を持ち、デイサービスセンターで職場体験をしました。実際に体験すると大変な仕事が多く、想像していたものと違いました。しかし、「ありがとう」という言葉や笑顔を頂いたり、母の仕事に対する気持ちを聞いて行ったりして、これからは相手のことを考えて行動し、周りの人を笑顔にしていきたいと考えました。

上之保中学校最後の卒業生として

上之保中学校 石原 寛也

僕の通う上之保中学校は全校生徒三十四人の小規模校ですが、皆で楽しく生活しています。僕にとって、上之保中学校もこの地域もとても大切なところなんです。上之保中学校は、あと一年と少しで武儀中学校と再編することが決まりました。上之保中学校最後の卒業生として、残り少ない学校生活一つ一つを大切に、一生懸命取り組んでいきます。

学校教育 夢 プラン

子どもたちは無限の可能性と夢をもっています。その可能性を引き出し、夢を育てていくのが「学校教育夢プラン」です。今回はプランの中から、冬の初開催事業および子どもたちの健全育成に関わる市独自の取り組みを紹介します。 照会先 学校教育課 ☎23-8126

小学生「せき百景子ども俳句百選」…ふるさと学習

ふるさと関の自然や暮らしを題材に、小学生が俳句を詠みます。ふるさとを見つめることで、愛着を育てます。

初開催の今回は、約3000人の子どもたちから、5000を超える俳句が寄せられ、ふるさとのよさに目を向けるきっかけになりました。その中から100句を選び、発表します。

審査員の声～ 子どもたちの詠んだ100句です。小学生の目が、どのように関市をとらえたか、ご覧ください。



マイサポーター制度…相談体制の充実

常に子どもを見守り、支えることで、子どもの不安や悩みの早期発見・早期解決をめざします。

子どもたちは、担任の先生以外に自分で相談したいと思う先生を登録し、その先生（マイサポーター）に、いつでも何でも気軽に相談することができます。今年度は市内小中学校24校で実施しました。来年度は全小中学校で導入します。

子どもの声～ いつでも相談できるという安心感があり、気が楽になりました。

先生の声～ 相談がなくてもその子の様子を常に気にかけるようになり、こちらから声をかけることもあります。



児童生徒健全育成手帳…SAVEノート、スマイル手帳、ふれあいボランティアパスポート など

各学校や地域で作成した手帳を子どもたちが携行します。教員や保護者、地域の方々がその手帳に子どもたちの善行やボランティア活動を記録していきます。子どもたちの自己有用感を高め、思いやりの心や人のために役に立とうという態度を育てています。

子どもの声～ 良いことやボランティア活動をして記録してもらえると、とてもうれしいです。どんどんやりたいです。



トワイライトカレッジ アクティブ・セミナー…教員の授業力向上

夕暮れ時に行う教員用授業力向上セミナーです。県下から授業実践に定評のある方々を講師に迎え、新しい指導法や効果的な授業展開、教材などについて、先生方が体験し自分の授業に生かします。今年度は小学校向講座を4回、中学校向講座を3回行い、のべ100人を超える教員が参加しました。

先生の声～ 悩んでいたところがスッキリしました。明日からの授業に早速生かしたいです。



3/15

関市合併10周年記念 2015刃物のまち 関シティマラソン

◆照会先 スポーツ推進課 ☎23-7766

沿道での応援と交通規制にご協力を

関シティマラソンで走路となる道路は、車両通行規制区域となりますので、ご協力ください。
規制時間中は、**全面通行止め**となりますので、ご注意ください。
沿道では、参加選手への応援をお願いします。



規制時間 6:00~12:30

※区間ごとに、順次交通規制を解除します。※交通規制区域周辺は、混雑することが予想されます。

交通規制マップ

交通規制			
区間	開始	解除	予定時間
A - C	6:00	12:30	
C - D	9:20	10:10	
D - F	9:20	10:30	
F - K	9:30	11:10	
C - L	9:35	11:10	
B - M	6:00	12:30	
M - N	9:50	11:40	
M - O	9:50	11:40	
O - P	10:10	11:50	
P - C	6:00	12:00	

※解除時間は、予定時間です。
最終ランナーが通過後、安全が確認出来次第、解除します。

バスの迂回運転について

対象時間 始発~12:00

- 次のとおり変更になりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- せき東山~関シティターミナル間は、県道関金山線、平和通りへ迂回します。
※中濃厚生病院、市役所、わかさプラザは停車します。
- 西本郷通り、東本郷通り、本町通り沿いのバス停は、対象時間中、休止します。
- 買い物循環線、市街地病院循環線は対象時間中、運休します。
- わかさ・富野線の塔ノ洞~小坂のバス停は規制時間中、休止します。

迂回時のバス停表	旭ヶ丘	吉田観音前	相生町	臨時(山憲商店前)	本町5丁目	関シティターミナル
	岐阜関線	○	○	○	○	○
高速名古屋線	○	○	×	○	×	○
板取線・上之保線	○	○	○	○	○	○

◆バス運行の問い合わせ先
 ▷岐阜関線・上之保線・関シティバス…岐阜バス関営業所 ☎22-2255
 ▷高速名古屋線・関板取線 …… 岐阜バス美濃営業所 ☎33-2151

投票区の見直しと統一地方選挙について

照会先 選挙管理委員会（☎23-6803）

4月の統一地方選挙から見直し後の投票区（投票所）となります。

◎投票区見直しの概要

パブリックコメントによる意見募集時から投票所の新設・廃止・継続についての変更はありません。投票区は、現在の55投票区から35投票区とします。26カ所の投票所を廃止、6カ所の投票所を新規に設置し、29カ所の投票所は継続します。

ただし、投票区の区域について案の一部変更があります。

小迫間地域

稲口投票区 ↓ 田原投票区

※小迫間地域はこれまでと同じ投票所（田原ふれあいセンター）です。

◎見直しの影響緩和事業

●臨時期日前投票所の設置

板取、上之保地域は、7カ所の旧投票所で期日前投票期間中に「巡回方式」で臨時期日前投票所を開設します。（1日2カ所、統一地方選での実施日時などは13ページの表参照）

●期日前投票所の新設

西部ふれあいセンター（小屋名110）は、投票日の6日前から前日まで（月～土）

●富野地域の投票日の交通対策

投票日にデマンドバス、路線バス（わかかさ・富野線）を利用して投票所へ来場した方は、乗車したバス停まで送迎をいたします。デマンドバスご利用の方は、「志津野長坂」バス停からの送迎となりますので、「志津野長坂」バス停まで乗車してください。

◎投票区見直しの詳細（回覧文書）

お住まいの地域別（自治会支部単位）に、地図を含む新投票区の区域の資料を班回覧します。ただし、富岡、田原、桜ヶ丘、武芸川（高野地区・跡部地区を除く）、武儀（富之保雁曾礼地区を除く）の各支部は今回見直しをしないため資料の回覧は行いません。なお、回覧資料および投票区見直しに関する情報は、市ホームページにおいてもご覧いただけます。

◎見直し後の投票所は「投票所入場券」で通知します

選挙時に告示日以降に送付する「投票所入場券」に記載された投票所が見直し後の投票所となります。なお、事前に投票所を確認したい場合や投票区に関するお問い合わせには随時対応します。

統一地方選挙

今年は統一地方選挙の年です。私たちの暮らしに直接結びつく地方自治体の議会の議員を選ぶ2つの選挙が次の日程で行われます。投票日には棄権することなく、大切な1票を投じましょう。

岐阜県議会議員選挙

■告示日 4月3日（金）

■投票日 4月12日（日）

※投票区の見直し後初めて行われる選挙です。関市選挙区の定数は2人です。

関市議会議員選挙

■告示日 4月19日（日）

■投票日 4月26日（日）

※これまで合併前の区域で6つに分かれていた選挙区が、今回から関市全体で1つの選挙区に統一され、定数が25人から23人に変更されます。

立候補関係者説明会

【岐阜県議会議員選挙】

- 日 時 3月19日（木）午後1時30分～
- 場 所 中濃総合庁舎5階・大会議室（美濃市）
- 照会先 岐阜県選挙管理委員会（☎058-272-1111）

【関市議会議員選挙】

- 日 時 3月20日（金）午後1時30分～
- 場 所 関市役所6階・大会議室
- 照会先 関市選挙管理委員会（☎23-6803）

※各説明会の出席者数は、立候補予定者を含め3人以内です。

平成27年4月執行予定の統一地方選挙に関する情報一覧

	岐阜県議会議員選挙（県議選）	関市議会議員選挙（市議選）
告示日・投票日	告示日 4月3日（金） 投票日 4月12日（日）	告示日 4月19日（日） 投票日 4月26日（日）
期日前投票の期間 ※臨時期日前投票所を除く	関市役所 4月4日（土）～11日（土） 各地域事務所および西部ふれあいセンター 4月6日（月）～11日（土）	全ての期日前投票所 4月20日（月）～25日（土）
議員の定数	2人（関市選挙区）	23人 （今回から選挙区が統一されています。）
投票時間（投票日）	午前7時から午後8時まで ※一部の投票所では閉鎖時刻の繰り上げを行います（14ページの別表）。 投票区見直しに伴い変更される場所もありますのでご注意ください。	
投票時間（期日前投票）	臨時期日前投票所を除き 午前8時30分から午後8時まで	
臨時期日前投票所の日時	板取門原集会場 4月9日（木）午前9時～午前11時30分 板取集落センター 4月10日（金）午前9時～午前11時30分 板取中切集会場 4月10日（金）午後1時30分～午後4時 上之保鳥屋市集会場 4月9日（木）午前9時～午前11時30分 上之保つどの家 4月9日（木）午後1時30分～午後4時 上之保船山集会場 4月10日（金）午前9時～午前11時30分 上之保行合集会場 4月10日（金）午後1時30分～午後4時	4月23日（木）午前9時～午前11時30分 4月24日（金）午前9時～午前11時30分 4月24日（金）午後1時30分～午後4時 4月23日（木）午前9時～午前11時30分 4月23日（木）午後1時30分～午後4時 4月24日（金）午前9時～午前11時30分 4月24日（金）午後1時30分～午後4時
期日前投票所で投票ができる範囲	お住まい地域にかかわらず、どの期日前投票所でも投票が可能です。	
投票のできる人 ※欄内の全ての条件を満たす人 （禁錮以上の刑を受刑中の者や選挙犯罪等で選挙権を失権中の者を除く）	①関市の選挙人名簿に登録がある人 ②満20歳以上（平成7年4月13日以前に生まれた人） ③平成27年4月2日現在で3カ月以上市内に住所を有し（転入の場合は平成27年1月2日以前に転入届を提出した人）、投票日当日に岐阜県内で住民登録されている人。ただし関市から岐阜県内の他市町村に転出した人は投票する日までの転回数回数が1回に限られ、「引き続き岐阜県内の他市町村に住所を有する旨の証明書」（無料）が必要です。	①関市の選挙人名簿に登録がある人 ②満20歳以上（平成7年4月27日以前に生まれた人） ③平成27年4月18日現在で3カ月以上市内に住所を有し（転入の場合は平成27年1月18日以前に転入届を提出した人）、投票日当日も関市に住民登録されている人
	県外転出者は投票できません。	市外転出者は投票できません。
	3月14日以後に市内で転居をした方は転居前の住所地で登録されている投票所で投票することとなります。	3月28日以後に市内で転居をした方は転居前の住所地で登録されている投票所で投票することとなります。
入場券発送予定日 （配布完了まで約3日間）	4月3日（告示日）から	4月19日（告示日）から



投票所入場券は「はがき」から「封筒」に変更します。

- ①1通に4人の入場券 投票所へは、一人ずつ切り離してお待ちください。
- ②投票所の確認をお忘れなく 封筒の内側の入場券部分に書かれています。
- ③期日前投票の「宣誓書」付き（入場券下部）

期日前投票 あらかじめ記入してお待ちください。時間の短縮ができます。

当日投票 「宣誓書」に記入する必要はありません。

※入場券を失くしたり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を申し出てください。

投票区見直し一覧表 (変更する投票区のみ)

現 状		
選挙区名	投票所名	変更の内容
若 草	関市役所	(区域の増加)
中	安桜ふれあいセンター	★長良川鉄道より西をアピセ・関へ変更など
西	アピセ・関	★長良川鉄道より東を安桜ふれあいセンターへ変更、区域北の一部を関市役所へ変更など
西第二	西部公民センター	★区域北の一部を下有知南部公民センターへ変更、国道248号線以南を倉知ふれあいセンターへ変更など
南	安桜小学校	安桜ふれあいセンター、稲口公民センター、アピセ・関、桜ヶ丘小学校へ振り分け
東	旭ヶ丘小学校	(区域の増加)
北	養護訓練センター	関市役所、旭ヶ丘小学校へ振り分け
桜ヶ丘東	桜ヶ丘小学校	(区域の増加)
小 瀬	瀬尻公民センター	★星ヶ丘とその南側の区域を赤土坂公民センターへ変更など
池 尻	池尻公民センター	旧JAめぐみの西支店へ統合
広 見	広見公民センター	
倉知北	倉知ふれあいセンター	★区域西の一部を赤土坂公民センターへ変更
倉知南	南ヶ丘小学校	★区域西の一部を赤土坂公民センターへ変更
小屋名	小屋名公民センター	
上 白 金	金竜小学校	西部ふれあいセンターへ統合
山 田	山田公民センター	
保 戸 島	保戸島公民センター	
赤 土 坂	赤土坂公民センター	(区域の増加)
下有知南	下有知南部公民センター	★区域東の一部を関市役所へ変更など
西 神 野	富野ふれあいセンター	
下 日 立	下日立公会堂	富野ふれあいセンターへ統合
小 野	小野構造改善センター	
志 津 野	志津野転作促進技術研修センター	
市 場	洞戸事務所	
菅 谷	洞戸下菅谷集会場	洞戸事務所へ統合
下 洞 戸	下洞戸活性化センター	
奥 洞 戸	洞戸高見集会場	洞戸高見集会場へ統合
白 谷	板取白谷集会場	
門 出	板取集落センター	板取事務所へ統合
上 ヶ 瀬	板取事務所	
中 切	板取中切集会場	
保 木 口	板取保木口集会場	板取田口集会場へ統合
島 口	板取門原集会場	
高 野	旧武芸川町東公民館	博愛小学校へ統合
跡 部	跡部公民館	
富之保第一	武儀生涯学習センター	武儀生涯学習センターへ統合
富之保第二	富之保雁曾礼集会場	
中 之 保	武儀事務所	(時間の変更)
下 之 保	道の駅平成(武儀エコピアセンター)	(時間の変更)
鳥 屋 市	上之保鳥屋市集会場	上之保東体育館へ統合
行 合	上之保行合集会場	
川 合	上之保生涯学習センター	
宮 脇	上之保宮脇集会場	上之保生涯学習センターへ統合
明 ヶ 島	上之保つどいの家	
船 山	上之保船山集会場	

見直し後		
選挙区名	投票所名	投票所 閉鎖時間
若 草	関市役所	
安 桜 東	安桜ふれあいセンター	
安 桜 西	アピセ・関	
福 野	西部公民センター	
稲 口	稲口公民センター	
旭 ヶ 丘	旭ヶ丘小学校	
桜ヶ丘東	桜ヶ丘小学校	
小 瀬	瀬尻公民センター	
池 尻・ 広 見	旧JAめぐみの西支店	午後 8時
倉知北	倉知ふれあいセンター	
倉知南	南ヶ丘小学校	
小 金 田	西部ふれあいセンター	
赤 土 坂	赤土坂公民センター	
下有知南	下有知南部公民センター	
富 野	富野ふれあいセンター	
洞 戸 南	洞戸事務所	午後 7時
洞 戸 北	洞戸高見集会場	
板 取 南	板取事務所	
板 取 北	板取田口集会場	午後 6時
高 野・ 跡 部	博愛小学校	午後 8時
富 之 保	武儀生涯学習センター	
中 之 保	武儀事務所	午後 7時
下 之 保	道の駅平成(武儀エコピアセンター)	
上之保北	上之保東体育館	
上之保南	上之保生涯学習センター	午後 6時

黄色：廃止する投票区

★区域の一部が変更となる投票区

ピンク色：投票所を新設する投票区

赤 字：投票所閉鎖時間を変更する投票所

一覧表に掲示しなかった見直し前後で変更事項のない投票区

東山・桜ヶ丘西・富岡・千疋・津保川台・田原・下有知北・寺尾・谷口・八幡

繰り上げの 閉鎖時刻 (別表)	投票区名	投票所	閉鎖する時刻	投票区名	投票所	閉鎖する時刻
	洞 戸 南	洞戸事務所	午後7時	富 之 保	武儀生涯学習センター	午後7時
	洞 戸 北	洞戸高見集会場	午後7時	中 之 保	武儀事務所	午後7時
	板 取 南	板取事務所	午後6時	下 之 保	道の駅平成(武儀エコピアセンター)	午後7時
	板 取 北	板取田口集会場	午後6時	上之保北	上之保東体育館	午後6時
	寺 尾	寺尾公民館	午後7時	上之保南	上之保生涯学習センター	午後6時

※投票区の見直しに伴い変更される場所もありますのでご注意ください。

市税の納め忘れはありませんか

～3月は市税の年度末完納を促進し、滞納整理を強化します～

市税の納付は、もうお済みですか。何かの事情で納付を忘れていませんか。市では、年度末に市税の完納を促し、さらに滞納を減らすため滞納整理を強化します。もう一度、納税通知書を確認しましょう。納付を忘れている人は、早めに納付をしましょう。

市税はまちづくりに欠かせない大切な財源です

皆さんから納めていただく市税は、関市のまちづくりを進めていく上での大切な財源です。高齢者支援や子育て支援、教育環境や生活環境の充実、道路整備など、皆さんが安心して生活できるまちづくりのために有効に活用されています。

滞納は税負担の公平を欠きます

市税の滞納は、納期限内にきちんと納めている人と公平性を欠くことはもちろん、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。また、督促状や電話、文書による納税を促す作業は、余分な経費を増加させます。

守ります 税の公平 許さない 税の滞納

～悪質な滞納者には、財産の差押を実施します～

税金は本来定められた納期限までに自主的に納付しなければならないもので、市民一人ひとりの義務であり、公平・公正であるものです。市では、収入や財産があるのに納めない悪質な滞納者に対しては、財産を差押えるなどの滞納処分を積極的に行なっています。

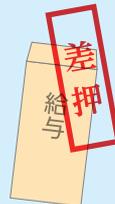
滞納から差押まで

税金を納期限までに納めなかった人には、地方税法に基づき、督促状を発送します。（納期限20日経過後）法律では、「督促状を発してから10日を経過しても納税されないとき」は、「財産を差押えなければならない」と定められています。

納税されない場合には、大切な市税を確保するため、また、納期限までに納めた方との公平性を保つために、財産（預貯金、給料、生命保険、不動産など）を差押えます。差押の後も特別な理由もなく滞納が続く場合は、差押えた財産の取立てや公売などの方法で現金化し、滞納となっている市税に充当します。

差押実績

年度	件数	換価金額	財産の種類
24	326	32,697,000円	不動産、預貯金、給料、生命保険
25	502	57,908,000円	



岐阜県と連携

市では岐阜県とも協力し、大口滞納事案を県に引き継ぐなど、滞納を減らす取り組みを強化しています。

納税相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に市税を納期限内に納めることが困難な人は、お早めにご相談ください。

これらの特別な事情があっても市に相談がない場合、個々の状況を把握できないまま差押に至ってしまうことがありますので、税務課収納係に連絡してください。

照会先 税務課 ☎23-8789 または ☎23-7732

固定資産税（土地・家屋）の評価のしくみ

平成27年度は3年に一度の評価替えの年度にあたります。

土地

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

- ▼**地目** 宅地、田および畑（併せて農地といえます）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。
- ▼**地積** 原則として土地登記簿に登記されている地積によります。
- ▼**価格（評価額）** 固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。

★宅地の評価

主に市街地的形態を形成する地域の宅地については「市街地宅地評価法」によって、その他の地域における宅地については「その他宅地評価法」によって評価額を定めています。

【市街地宅地評価法】

路線価方式ともいわれ、街路ごとに、当該街路に沿接する標準的な宅地の価格を表す路線価を定め、この路線価に基づいて所

定の「画地計算法」を適用し、各筆の評点数を求める方法です。

【その他の宅地評価法】

宅地の沿接する道路の状況、公共施設の接近の状況、家屋の疎密度など宅地の利用状況がおおむね類似していると思われる地区を区分し、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地の評点数を求める方法です。

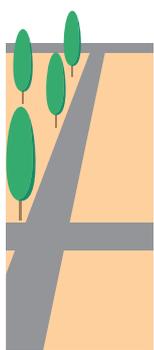
★農地・山林の評価

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素などがあればそれに相当する価額を控除した純農地、純山林としての価格）に比準して評価します。

ただし、転用許可を受けた農地などについては、状況が類似する宅地などの評価額を基準として求めた価額から造成費相当額を控除した価額によって評価します。

★その他（雑種地）の評価

宅地、農地、山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。



家屋

固定資産評価基準に基づき、次の算出方法により評価します。

★新築家屋の評価

評価額＝再建築価格×

経年減点補正率等

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において新築するものとした場合に必要となる建築費のことです。また、経年減点補正率とは、家屋の建築後の経年による減価を定めたものです。

★新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

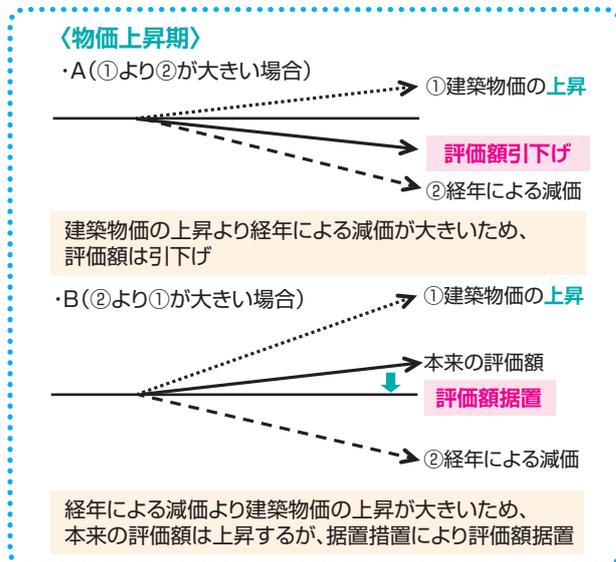
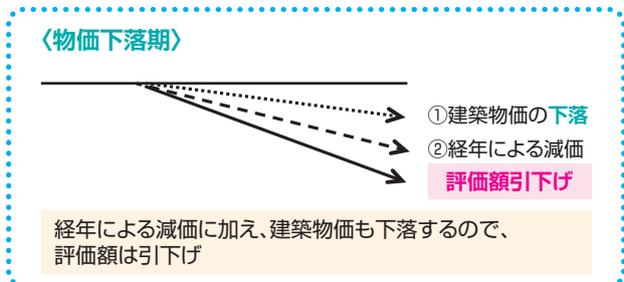
評価額＝前年度の再建築価格×再建築費評価補正率×経年減点補正率等

再建築費評価補正率とは、過去3年間の建築物価の変動を反映したものです。



照会先
税務課土地係
家屋係
☎23-77731
☎23-8783

★評価に影響を与える要因 ①建築物価の変動（上昇か下落か？） ②経年による減価（何年経過しているか？）



図をご参考ください。
平成27年度の評価替えは、建築物価上昇期に該当します。



平成27年度

固定資産税の縦覧・閲覧

固定資産税の縦覧・閲覧制度についてご案内します。
ご自身の土地や家屋などの評価額、課税内容のご確認のためにご利用ください。

◆照会先 税務課土地係 ☎0575-23-7731 家屋係 ☎0575-23-8783 FAX0575-21-2308

縦覧とは・・・市内の他の土地や家屋の評価額を見て、ご自身の資産と比べることができる制度です。

縦覧期間	4月1日(水)～30日(木) ※土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分
場所	税務課 各地域事務所(各事務所が保管する各地域の分のみ)
申請できる方	・納税者 ・納税者と同一世帯の親族および納税管理人(納税通知書が必要) ・代理人(委任状が必要)
内容	【土地】所在・地番・地目・地積・価格 【家屋】所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・建築年
手数料	無料(縦覧帳簿の交付はしません)
必要なもの(上記以外)	印鑑、本人確認ができるもの(身分証明書、健康保険証、運転免許証など)
※縦覧ができない場合	●免税点未満(少額のため課税免除された資産)または非課税資産のみを所有する方(納税者でない方) ●土地だけを所有する方の家屋の縦覧(逆の場合も同じ) ●将来購入予定の土地や特定の個人が新築した家屋の縦覧

閲覧とは・・・ご自身が市内にお持ちの資産の所在地、評価額、税額などの課税内容が確認できる制度です。

閲覧期間	4月1日(水)から通年 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分
場所	税務課 各地域事務所
申請できる方	・納税義務者 ・納税義務者と同一世帯の親族および納税管理人 ・代理人(委任状が必要) ・借地人・借家人など(有償の契約であること) ・代理人(委任状が必要)
内容	所有する固定資産課税台帳(所在地、評価額、税額など) 賃貸借契約などの対象となっている土地および家屋の固定資産課税台帳(所在地、評価額、税額など)
手数料	閲覧および写しの交付1件につき300円 ※縦覧期間中の閲覧は無料になります 閲覧および写しの交付1件につき300円 ※縦覧期間中の閲覧も有料になります
必要なもの(上記以外)	・印鑑 ・本人確認ができるもの(身分証明書、健康保険証、運転免許証など) 左記のほかに、賃貸借契約関係が分かる書類(賃貸借契約書、料金払込票など)

※平成27年度の固定資産税納税通知書は、4月1日(水)に発送予定です。

※**全期納付書**を使用して納付した後に、改めて**期別納付書**を使用して納めてしまう**二重納付**にご注意ください。

評価額の審査申出

固定資産税の納税義務者の方は、固定資産課税台帳に登録された評価額について、次の場合に審査申出をすることができます。

▷固定資産課税台帳に登録された評価額について疑義があり、課税当局(税務課)による説明によっても払しょくできない不服がある場合

◆**審査申出期間** 4月1日(水)から納税通知書の交付を受けた日の60日後まで

◆**審査申出の方法** 「固定資産評価審査申出書」を作成し、固定資産評価審査委員会に提出してください。審査申出書は同委員会事務局にあります。

◆**照会先** 固定資産評価審査委員会事務局(総務管財課内) ☎23-6803 FAX23-1600